

第百十一号議案

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第十号」を「、第十号及び第十四号」に改める。

別表第一 一の項(ニ)の二中「第九十七条の二第一項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同項中(三)を次のように改める。

(三) 法第百八条の二 第二項の規定に基 づく講習	特定任意 高齢者講 習手数料	運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第 四号）第一条に規定する基準により行われる講習 六千四百五十円 （法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下「普 通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けようとし、 又は現に受けている者及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二 百七十号）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三に規定する 基準に該当する者に対する講習については、二千九百円）	受講申 込みの とき。
---------------------------------	----------------------	---	-------------------

別表第一 九の項(七)中「千八百円」を「千六百元」に改める。

別表第二 一の部一の項中「昭和三十五年政令第二百七十号。」を削り、同部五の三の項中「第九十七条の二第一項第三

号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「七百五十円」を「千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>五の四 法第九十七条の二 第一項第三号イ若しくはハ又は法第一百一条の四第三項の規定による 運転技能検査を受けようとする者</p>	<p>運転技能検査 手数料</p>		<p>三千五百五十円</p>	<p>検査の申請のとき。</p>
---	-----------------------	--	----------------	------------------

別表第二 一の部六の項中「第九十一条」の下に「又は法第九十一条の二第二項」を加え、「する者」を「するもの」に改め、同部十二の項中

<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う</p>	<p>五千百円</p>
---	-------------

ものを除く。)

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

五千百円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七千九百五十円）

五千八百円

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

を

普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習

六千四百五十円

普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の

二千九百円

に、

<p>小型特殊自動車免許の</p>	<p>小型特殊自動車免許の みを受けている者に対 する講習（法第九十七 条の二第一項第三号イ 又は第一百一条の四第 二項の規定により認知 機能検査の結果に基づ いて行うものに限る。）</p>	<p>小型特殊自動車免許の みを受けている者に対 する講習（法第九十七 条の二第一項第三号 イ、第一百一条の四第 二項又は第一百一条の七 第四項の規定により認 知機能検査の結果に基づ いて行うものを除 く。）</p>
<p>二千三百五十円</p>	<p>二千二百五十円（当 該認知機能検査の結 果が道路交通法施行 規則第三十九条に規 定する基準に該当す るものにあつては、 四千四百五十円）</p>	<p>二千二百五十円</p>

四第三項の規定の適用
 を受ける者に限る。）
 又は第一種運転免許若
 しくは第二種運転免許
 であつて普通自動車対
 応免許以外のもののみ
 を受けている者に対す
 る講習

みを受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

法第百八条の二第一項 第十四号に掲げる講習	講習一時間について 二千円
--------------------------	------------------

を

法第百八条の二第一項 第十四号に掲げる講習	講習一時間について 二千二百五十円
法第百八条の二第一項 第十五号に掲げる講習	講習一時間について 二千円

に改め、同部

十三の項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に改める。

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第一 九の項(七)の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(提案理由)

手数料の額を改定するとともに、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）等の施行に伴い、運転技能検査等に係る手数料の規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。